

平成19年度 第2回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会
再評価審議対象事業一覧表

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 ※1	再評価理由 ※2	一定期間が経過した理由等
街 路 事 業	比治山東雲線	国庫補助事業	南区 東雲本町一丁目 } 南区 東雲本町二丁目	平成10年度 } 平成20年代 後半	②	厳しい財政状況により進捗調整したため。
	霞庚午線 (8工区・9工区)	国庫補助事業	南区 翠三丁目 } 南区 西霞町	平成10年度 } 平成20年代 後半	②	厳しい財政状況により進捗調整したため。
	西原山本線 (2工区)	国庫補助事業	安佐南区 山本一丁目 } 安佐南区 山本四丁目	平成10年度 } 平成20年代 前半	②	厳しい財政状況により進捗調整したため。
	山の手線外1 (山の手線 花都川線 (1工区・2工区))	単独事業	安芸区 船越二丁目 } 安芸区 船越南三丁目	平成5年度 } 平成20年代 後半	④	厳しい財政状況及び関連する区画整理事業の進み具合を踏まえ進捗調整したため。
	広島市 東部地区連続 立体交差事業	国庫補助事業	安芸区 船越南三丁目 } 南区 東青崎町	平成5年度 } 平成34年度	④	大規模事業であり、関係機関と調整の上、事業期間の見直しをしたため。

※1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

- ※2 ①：事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
 ②：事業費が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業
 ③：事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）
 ④：再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
 ⑤：市長が特に必要と認める事業